

鳥取県建築士事務所指導要綱第5条（1）関係

誓 約 書

建築士法（昭和25年法律第202号）第24条第1項により、下記の専任の管理建築士であることを誓約します。

平成〇年〇月〇日

管理建築士氏名 鳥取 次郎
(署 名)

鳥取県指定事務所登録機関
(一社)鳥取県建築士事務所協会会長 様

記

建築士事務所名称 株式会社鳥取建築一級建築士事務所

一級、二級、木造
建築士事務所の別 一級建築士事務所

注) 6ヶ月以内に勤務先を違えた場合は、前職場の退職証明書を添付してください。

【記入上の注意】

①管理建築士氏名を署名してください。